○　件名
　地理的表示メールマガジン第66号（平成29年６月15日）

○　文面

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
　第66号
地理的表示メールマガジン

平成29年６月15日
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■■■　　目　次　　■■■
　１．登録申請の公示のお知らせ
　２．広告、インターネット販売、外食業等におけるＧＩマークの使用に関するガイドライン案についての意見・情報の募集について（再掲）

１．登録申請の公示のお知らせ

　下記の産品について、登録申請の公示を行いました。
　なお、本メールマガジンは、地理的表示保護制度のホームページに公示された内容について、その概略をお伝えするものです。
　ホームページに掲載された内容が正式な公示内容となりますので、必ずホームページを確認いただきますようお願いいたします。

◆　登録申請の内容が公示された産品

●　八丁味噌（平成29年６月15日公示）
　　生産地：愛知県
　　申請者：愛知県味噌溜醤油工業協同組合

　意見書提出期間は、公示日から３か月間です。
　公示一覧は、こちらを御覧下さい。
　（URL）　http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

---

２．広告、インターネット販売、外食業等におけるＧＩマークの使用に関するガイドライン案についての意見・情報の募集について（再掲）

　ＧＩ法において、ＧＩ法に登録された真正な産品（以下「ＧＩ産品」といいます。）やその包装等に、ＧＩを付す場合にはＧＩマークを貼り付けすることが義務付けられていますが、ＧＩ産品やそれを使用した加工品であることを広告等でＰＲしたり、レストランメニューに掲載したりする場合の取扱いが明確でなく、せっかく登録されたＧＩ産品の販売展開に不安があるとの声があったところです。
　そのため、農林水産省ではＧＩマークを広告、インターネット販売及び飲食業におけるメニュー表示等の、ＧＩ産品やその包装等以外のものに使用する場合に守るべきルールを説明したガイドラインの案を作成し、現在、下記のとおり意見公募を行っておりますのでお知らせします。

【意見公募期間】
平成29年5月22日～6月20日（30日間）

【意見公募手続きページURL】

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002509&Mode=0

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

[地理的表示メールマガジン]
発行：農林水産省食料産業局知的財産課
住所：〒１００－８９５０　東京都千代田区霞が関１－２－１
電話番号：０３－３５０２－８１１１（内線４２８４）
FAX：０３－３５０２－５３０１
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ